

熊本地震に伴う災害廃棄物処理の支援状況

兵庫県は関西広域連合の一員として阪神・淡路大震災の経験等を踏まえ、熊本地震による熊本県益城町の震災廃棄物処理について、次のとおり支援を実施。

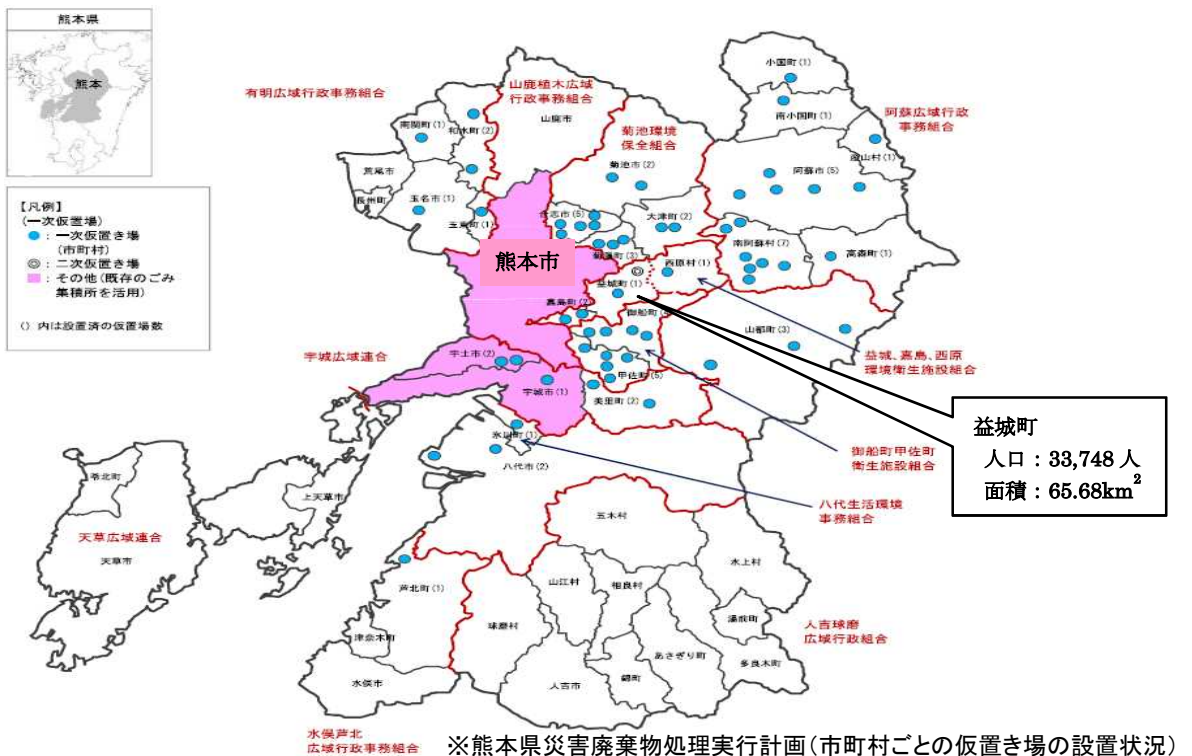
※ 関西広域連合による支援の状況はこちら

→ <https://www.kouiki-kansai.jp/contents.php?id=2354&preview=on>

1 益城町への支援経緯

九州・山口 9 県被災地支援対策本部長(九州地方知事会長・大分県知事)から、益城町と大津町の対応支援について関西広域連合及び福岡県に要請。

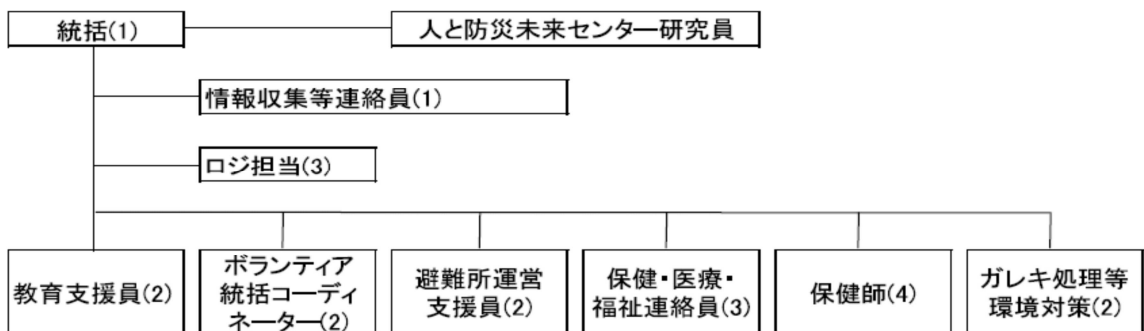
また、関西広域連合の先遣隊にも益城町・大津町から関西広域連合に支援要請があり、関西広域連合として現地連絡所を益城町に設置。



益城町の概要

2 益城町の現地連絡所の体制

(1) チーム編成 (第1陣：兵庫県が担当)



(2) 派遣期間：平成28年 4 月20日～27日

(3) 派遣人員：がれき処理等環境対策 2 名

3 支援内容（兵庫県が担当した期間における主なもの）

(1) 仮置場における分別等の徹底

① チラシ「災害がれき分別のお願い」を作成し、ボランティアセンター・避難所に周知。



益城町の災害廃棄物一次仮置場（4月26日）

② 本人確認等の様式提供など仮置場の入口管理徹底を助言。

<h1>確認済</h1>				
<h2>10月</h2>	<table border="1"><tr><td style="text-align: center;">搬入終了(予定)日</td></tr><tr><td style="text-align: center;">10月</td></tr><tr><td style="text-align: center;">日</td></tr></table>	搬入終了(予定)日	10月	日
搬入終了(予定)日				
10月				
日				
<h1>日</h1>				
氏名				
※この欄は、最後の搬入の際までに、ご記入下さい。				
ご住所	市島町 番地			
電話番号				
災害種類	床下浸水・床上浸水・一部損壊・半壊・全壊 土砂流入：あり・なし			
搬入量	軽トラック 台、2tトラック 台、()			
搬入品目	<input type="checkbox"/> 可燃物 <input type="checkbox"/> 金属類 <input type="checkbox"/> 家電製品 <input type="checkbox"/> 不燃物 <input type="checkbox"/> 畳 枚 <input type="checkbox"/> テレビ <input type="checkbox"/> エアコン <input type="checkbox"/> 洗濯機 <input type="checkbox"/> 冷蔵庫			
※搬入の度に、この「確認済書」を受付職員に提示して下さい。				
※受付時間 午前9時から11時30分まで 午後1時から5時まで				
※翌日以降も搬入される場合は、この「確認済書」を持参してください。				
※この用紙は、最後の搬入時に係員に渡して下さい(回収します)。				
災害ごみ搬入場所：市島市民グラウンド				

災害ごみの取り扱いについて
～お願い～

分別区分

- ・可燃物、金属類、家電製品、不燃物
荷降ろしの際は、係員の誘導により、出来るだけの分別にご協力下さい。

取り扱えないもの

- ・ガソリンや石油など危険物
- ・農薬など取り扱い困難物
- ・産業廃棄物

家屋の解体ごみ

- ・請負による解体ごみは、基本的には産業廃棄物となり、建設リサイクル法又は産業廃棄物の処理ルートで処理願います。

※ただし、この度の災害で倒壊等により周辺に危険が及び恐れのある住宅を解体撤去される場合は、その費用に対する補助制度が創設されましたので、生活安全課（82-1532）にご相談下さい。

▶「災害ごみ」とは？

災害ごみ（災害廃棄物）は、水害などによって壊れたもの（家電製品など）や、使えなくなったもの（畳・ふすま・布団・家具など）で不要となったものです。

間違いやすいのは、すでに不要となっていたもの（壊れていたもの・使えなくなっていたもの）が水に濡れただけでは災害ごみにはなりません。

今回の被害は広範囲に及んでおり、災害ごみの量は膨大に及んでいます。こういったときにこそ、正しいご理解とマナーの遵守にご協力下さい。

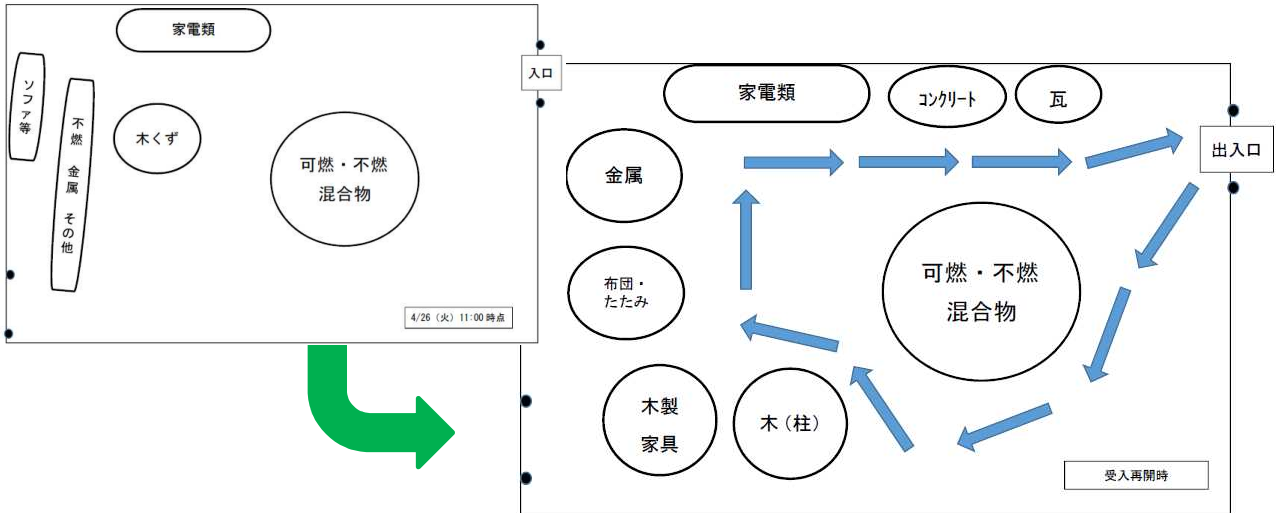
▶連日の復旧作業お疲れ様です！

がんばろう！ たんば！

がんばろう！ いちじま！

本人確認様式（例示）

③ 仮置場のレイアウト見直しを提案。



仮置場の配置の見直し（案）

④ 粉じん・アスベスト対策、土壌汚染対策のための環境モニタリングに留意するよう助言。

⑤ 仮置場運営に係る窓口対応補助。

(2) 倒壊家屋の公費解体の必要性

全額国負担等による特例措置の対象となるよう国に要請するよう助言。

(3) 関係機関等との連携

環境省、熊本県、業界団体及び支援自治体等との会議に適宜参加し、連携を支援。

(4) その他

客観的な視点による助言や相談対応。

4 関西広域連合によるその後の対応

がれき処理については、第1陣の途中から和歌山県が参加し、第2陣以降は和歌山県が担当。被災地では、応急対応期から復旧・復興期に移行しニーズが変化していること等から、益城町への支援チーム派遣は第10陣をもって終了。

支援状況について、関西広域連合の構成団体で活動報告等の情報の共有化を実施。

(参 考) 益城町の被害状況等

住家被害状況（平成28年6月1日時点）

市町村	全壊棟数(棟)	半壊棟数(棟)	一部損壊(棟)	合計(棟)
熊本県合計	6,905	19,877	91,946	118,728
熊本市	2,194	10,528	58,222	70,944
益城町	2,304	2,449	5,207	9,960

災害廃棄物発生推計量（平成28年6月1日時点）

市町村	推計量(千トン)
熊本県合計	1,950
熊本市	812
益城町	422

※ 熊本県災害廃棄物処理実行計画